

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月11日
【会社名】	株式会社U - N E X T
【英訳名】	U-NEXT Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇野 康秀
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号
【電話番号】	03-6741-4426
【事務連絡者氏名】	管理本部長 村田 良司
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前三丁目35番2号
【電話番号】	03-6741-4428
【事務連絡者氏名】	管理本部長 村田 良司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年7月10日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年7月10日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式会社U - N E X T 分割準備会社との吸収分割契約承認の件

平成29年12月1日を効力発生日として、当社のコンテンツプラットフォーム事業並びにコミュニケーションネットワーク事業におけるMVNOサービス事業及び固定ブロードバンド回線サービス事業に関して当社が有する権利義務を当社の完全子会社である株式会社U - N E X T 分割準備会社に承継させる吸収分割契約の締結について承認する。

第2号議案 株式会社U S E N NETWORKSとの吸収分割契約承認の件

平成29年12月1日を効力発生日として、当社が営むコミュニケーションネットワーク事業におけるインターネット回線販売代理店サービス事業に関する権利義務を当社の完全子会社である株式会社U S E N NETWORKSに承継させる吸収分割契約の締結について承認する。

第3号議案 株式会社U S E N - N E X T L I V I N G P A R T N E R Sとの吸収分割契約承認の件

平成29年12月1日を効力発生日として、当社が営むコミュニケーションネットワーク事業における不動産企業向けサービス事業に関する権利義務を当社の完全子会社である株式会社U S E N - N E X T L I V I N G P A R T N E R Sに承継させる吸収分割契約の締結について承認する。

第4号議案 株式会社U - N E X T S P C 1との吸収合併契約承認の件

平成29年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社U - N E X T S P C 1を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約の締結について承認する。

第5号議案 株式会社U S E Nとの吸収合併契約承認の件

平成29年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社U S E Nを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約の締結について承認する。

第6号議案 定款変更(1)の件

経営基盤の柔軟性確保及び安定化に向けて、現行の当社定款に以下の項目を追加するものであります。

機動的な資本政策を可能にするため、発行可能株式総数を増加します。

経営体制及び監査体制の強化及び充実の観点から、取締役及び監査役の員数を変更します。

現行定款第30条(取締役の責任免除)及び第40条(監査役の責任免除)について、それぞれ取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができるようにするとともに、責任限定契約を締結できる範囲を拡充するため、取締役の責任免除及び監査役の責任免除に関する変更を行います。なお、第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

第7号議案 定款変更(2)の件

平成29年12月1日を効力発生日として、当社と株式会社U S E N経営統合に伴い、以下の項目を追加するものであります。

純粋持株会社、当社の商号及び事業目的を変更します。

本経営統合に伴い、本店の所在地を変更します。

当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとしていますが、U S E Nと本経営統合を行うことを踏まえ、効率的な業務執行を行うため、事業年度を毎年9月1日から翌年8月31日までに変更することとし、これに伴う所要の変更を行います。

第8号議案 取締役5名選任の件

取締役として、馬淵将平、田村公正、大田安彦、佐藤明夫、伊串久美子の選任する。

- 第9号議案 監査役3名選任の件
監査役として、堀内雅生、小林陽介、北村行夫を選任する。
- 第10号議案 取締役の報酬額改定の件
取締役の報酬額を年額400,000千円以内とする。
- 第11号議案 資本金の額の減少の件
(1) 減少する資本金の額
平成28年12月31日現在の資本金の額1,776,340,000円を1,686,340,000円減少し、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替える。
(2) 資本金の額の減少の効力発生日
平成29年12月1日
- 第12号議案 資本準備金の額の減少の件
(1) 減少する資本準備金の額
平成28年12月31日現在の資本準備金の額1,676,340,000円を1,586,340,000円減少し、減少する資本準備金の全額を、その他資本剰余金に振り替える。
(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日
平成29年12月1日
- 第13号議案 剰余金の処分の件
会社法第452条の規定に基づき、第11号議案及び第12号議案により増加するその他資本剰余金の一部をその他利益剰余金に振り替えることで、欠損を填補する。
(1) 減少する剰余金の項目及び金額
その他資本剰余金 124,818,043円
(2) 増加する剰余金の項目及び金額
その他利益剰余金 124,818,043円
(3) 剰余金の処分が効力を生じる日
平成29年12月1日

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	119,225	295	-	(注)1	可決 (98.80%)
第2号議案	119,220	300	-	(注)1	可決 (98.80%)
第3号議案	119,216	304	-	(注)1	可決 (98.79%)
第4号議案	119,218	302	-	(注)1	可決 (98.80%)
第5号議案	119,223	297	-	(注)1	可決 (98.80%)
第6号議案	118,405	1,115	-	(注)1	可決 (98.12%)
第7号議案	119,223	297	-	(注)1	可決 (98.80%)
第8号議案				(注)2	
馬淵 将平	119,212	308	-		可決 (98.79%)
田村 公正	119,211	309	-		可決 (98.79%)
大田 安彦	119,211	309	-		可決 (98.79%)
佐藤 明夫	118,832	688	-		可決 (98.48%)
伊串 久美子	118,832	688	-		可決 (98.48%)
第9号議案				(注)2	
堀内 雅生	119,226	293	-		可決 (98.80%)
小林 陽介	119,225	294	-		可決 (98.80%)
北村 行夫	114,436	5,083	-		可決 (94.83%)
第10号議案	119,073	447	-	(注)3	可決 (98.68%)
第11号議案	119,183	337	-	(注)1	可決 (98.77%)
第12号議案	119,087	433	-	(注)3	可決 (98.69%)
第13号議案	119,088	432	-	(注)3	可決 (98.69%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上